

令和7年度 事業実績報告について

1. 基盤的保險者機能關係 P1~3
2. 戰略的保險者機能關係 P4~12
3. 組織・運營体制關係 P13~14

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

1. 基盤的保険者機能関係

○健全な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。	○研修会などあらゆる機会を活用し、また、新聞・各種広報誌など様々な媒体を利用して、協会の財政状況等について情報発信を実施。 ○評議会の開催(令和7年7月・10月・8年1月) 議題:決算報告、事業報告、事業計画、保険料率 など ○健康づくり推進協議会の開催(令和7年8月・12月) 特定健診・保健指導・重症化予防・その他の保健事業について 令和7年度保健事業計画、保健事業の一層の推進 など	設定なし	○
○業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を推進し、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。	・業務量の多寡や優先度に対応するため、山崩し(縦割りの業務分担体制を廃止し、職員の多能化を行い横断的な処理体制)による事務処理体制の強化を図り、処理能力に応じた件数、具体的な処理時間を示すことで生産性を向上させた。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を推進するため、業務マニュアル、手順書に基づく業務処理を週1回のミーティング、毎月の勉強会において定期的に周知徹底を行った。 ・自動審査状況を分析し、申請件数の多い傷病手当金及び自動審査率が全国平均より低い療養費(治療用装具)について、記入時のポイントを整理したチラシを作成、送付することで、自動審査率を向上させた。 - 令和7年度傷病手当金自動審査率42.4%(前年41.8%) - 令和7年度療養費(治療用装具)自動審査率50.8%(前年41.9%)	設定なし	○
②サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者等の利便性の向上に努める。 ■ KPI: 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	・サービススタンダード100% 日々システムを活用し進捗管理を行い、処理に遅延が生じていないか確認を実施。 ・窓口受付率 申請書記入ポイント(傷病手当金、治療用装具、任意継続)を作成し支部HPへ掲載。また、同チラシを作成し申請書送付時に同封した。 ・傷病手当金、任意継続の窓口申請が多い事業所に対し、事業主を通じ郵送申請依頼文書を送付した。 ・申請回数が複数回になる「傷病手当金」「高額療養費」について申請のため窓口に来られた際は、記載箇所をマーカーする等丁寧に説明し、次回以降郵送による申請を依頼した。 ・電話相談・照会に対応できる知識・接遇のスキルアップを目的とした勉強会を中心に行い、必要な知識を習得し職員の多能化を図った。 ・「令和7年度加入者サービス向上計画」を策定し電話対応、窓口対応を行った。また、接遇の勉強会を実施しお客様満足度向上に努めた。	【KPI】 1) サービススタンダードの達成状況 100% (令和6年度 100%) 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内 平均所要日数4.45日(全国1位) 全国平均 5.50日 (令和6年度5.05日 / 全国平均5.63日) 3) 申請に係る窓口受付率 5.9%(全国31位) (令和6年度 6.3%)	◎

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

1. 基盤的保険者機能関係

③現金給付等の適正化の推進

・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき適正に実施する。
・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

・月次でシステムより出力された更正リストに基づき全件確認を行い、併給調整に該当する案件について全件更正処理を行った。
・毎月、情報系アプリを活用し、傷病手当金、出産手当金の支給にかかる事後再確認を実施した。再確認結果について疑義案件なし。
・海外へ渡航がわかる書類を確認し、出産の事実確認の徹底を図った。疑義案件なし。
・柔道整復施術療養費について、多部位頻回受診に対し患者照会を実施。3部位15日以上(毎月)、支部独自基準<2部位10日以上>(年2回)実施。柔道審査委員会での3部位以上の施術が多い等の指摘から患者照会を実施。患者照会の回答結果より、施術箇所の相違等が判明した場合は、施術所に対し施術録の写しを求める等の対応を行い、給付適正化に努めた。
※施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合
0.17%(令和6年度:0.23%)
・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案について該当なし。
・被扶養者状況リスト未送達事業所については、日本年金機構へ照会を行い、新たに判明した住所へ再送付を実施。
・被扶養者状況リスト未提出事業所へ電話、文書による提出勧奨を実施
令和7年度提出率 93.02%(全国7位): 全国平均 84.33%
令和6年度提出率 94.35%(全国4位): 全国平均 88.44%

設定なし

○

④レセプト点検の精度向上

・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
・自動点検マスタを定期的に更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。
・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。また、自県・他県の査定事例のデータベース化を充実し、抽出・比較・分析を容易にすることで、効率的な点検を進める。
・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革(ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等)の動向を注視し、内容点検の高度化について検討する。
・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。
■ KPI:
1)協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする
(※)査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額
2)協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

・医療費の適正化を図るために以下の点検を実施した。
資格点検:資格喪失後受診の確認、医療機関への照会書送付を行い確認のうえ、被保険者への医療費返還請求を行う
外傷点検:負傷原因の照会書送付を行い、業務災害、第三者行為に該当するものを確認し、医療費返還請求、損害賠償請求を行う
内容点検:適正な保険請求であるかレセプトの内容を点検し、再審査請求を行う
・各項目について健康保険の適正使用に資する点検を行ったことにより、加入者1人当たり効果額は、資格点検2,134円(対前年度▲141円)、外傷点検298円(同+19円)であった。
・内容点検において、加入者1人当たり査定効果額は143円(同▲42円)再審査請求件数は9,296件(同▲1,480件)、診療内容等査定金額は26,742,120円(同▲8,375,710円)であった。

内容点検は、高点数レセプトを優先した点検の実施や点検員のスキルアップ、勉強会、システムを活用した点検に取り組んだが、鳥取支部においては、高額査定につながる案件が全国と比較すると少なく、また支払基金における原審査(一次審査)の精度が高いこともあり、査定率、査定額ともに前年度を下回る結果となった。
自動点検などシステムのメンテナンスについては、内容点検専任の職員が配置されておらず十分に取組めたとはいえなかった。

【KPI】
1)協会のレセプト点検の査定率
0.084%(令和6年度:0.110%)
全国平均値は0.128%であり、0.044%下回る。
全国順位は43位。
2)協会の再審査レセプト1件当たりの査定額
5,815円(令和6年度:6,652円)
全国平均値は10,017円であり、4,202円下回る。
全国順位は42位。

△

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

1. 基盤的保険者機能関係

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 ・日本年金機構において、事業所の組織変更に伴う大量の資格喪失処理時や遡及の喪失、報酬改定処理を実施する場合、事業所への返納金発生防止の周知依頼とともに、日本年金機構と協会との連絡体制を構築し、債権発生防止と早期回収を図る。 ■ KPI:返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を前年度以上とする	○債権管理回収業務の推進については以下の取り組みを実施した。 ・債権管理回収担当職員と債権発生元担当職員が密に連携し、早期調定早期催告を徹底したことが回収率の向上につながった。 ・文書、電話、訪問等状況に応じた催告を実施した。 ・文書催告では、催告文書にカラーペーパーを使用するなどの工夫をし、電話催告では、同日別時間帯に複数回架電するなど工夫して取り組んだ。 ・特に高額債権については、保険者間調整を積極的に活用し、判明時から早期書類提出を促し確実な回収に取り組んだ。 (保険者間調整:令和7年度 115件(対前年度+38件)) ・初回催告に反応の無い債務者全件について弁護士名による催告を行い、さらに反応のない債務者については就業場所周知催告なども行い、また、法的手続きに基づく支払督促も実施した。	【KPI】 1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率 80.19%(令和6年度:82.91%) 全国平均値は、63.70% 全国順位は11位	○
○ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、2025(令和7)年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく円滑な発行等に取り組む。	・各種の広報紙等を活用し、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるようマイナ保険証の利用促進と手続き方法等の広報を積極的に行った。また、資格確認書・資格情報のお知らせについて遅滞なく発行を行った。 ・令和8年1月にスタートした「電子申請サービス」について、利用率向上のため加入者、事業所、関係団体等に対して積極的な広報を開始した。	設定なし	○

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

○健康づくり

①保健事業の一層の推進

i) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の2年目となる『第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)』について、目標達成に向けた取組を着実に効果的、効率的に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- 支部において保健事業を担う専門職たる保健師について、事務分担を見直すなど、より専門性を発揮できる環境を整備する。
- 保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- 保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。
- 保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等に参加し、知識の拡充を図る。
- 保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて、実施に向けて必要な取組を検討する。
- 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等の若年層を対象とした健康教育や啓発活動の実施を検討する。

iii) 地域保険等と協働した事業(地域・職域連携)の推進

- 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が鳥取県保険者協議会での活動を通じ、協働して健康意識の啓発を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。
- 湯梨浜町と鳥取県国民健康保険団体連合会と協働し、令和5年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業(地域保険と連携したモデル事業)の継続的で効果的な手法等の確立を目指す。

i) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
詳細は次ページ以降に掲載

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

・計画的かつ継続的な採用活動を実施

〔採用〕

令和6年度 保健師:2名、管理栄養士:0名

令和7年度 保健師:1名、管理栄養士:0名

令和8年度 保健師:0名、管理栄養士:0名(6月3日時点)

〔退職〕

令和6年度 保健師:1名、管理栄養士:0名

令和7年度 保健師:1名、管理栄養士:0名

令和8年度 保健師:0名、管理栄養士:0名(6月3日時点)

〔在籍(定員12人)〕

令和8年度 保健師:4名、管理栄養士:2名(6月3日時点)

※支部保健師2名を除く

・保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割の明示と人事評価制の見直し。特定保健指導(必須)に加え、重症化予防対策とコラボヘルス等を追加。
※重症化予防については管理栄養士に制限あり

iii) 地域保険等と協働した事業(地域・職域連携)の推進

・湯梨浜町とのモデル事業(令和5年度～)

①ハイリスクアプローチ

湯梨浜町に協会けんぽ被扶養者の特定保健指導と利用勧奨を委託。

初回面談率38%、実施率38%

一湯梨浜町の経済的・人力的負担が大きく、令和7年度をもって事業廃止

②ポピュレーションアプローチ

若年層への健康教育に向け検討開始

i) 設定なし

ii) 設定なし

iii) 設定なし



令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。

・実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を参考とすることで実施率の向上に努める。

▶被保険者の生活習慣病予防健診

・自己負担額の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用して健診受診勧奨及び健康経営の推進に取り組む。

・胃がん検診や大腸がん検診の実施割合等、健診機関別の実施状況を確認し、疑義が生じた場合は訪問等による聴取や指導を行うなど、健診の質の向上及び改善に努める。

▶被扶養者の特定健診

・協会けんぽ主催の集団健診を実施し、併せてオプション健診(「骨粗鬆症検診」「眼底検査」)を実施することで、予防の重要性に関する啓発を広く進める。

・市町村と連携して「健診ガイド」を作成し、効果的な広報を実施する。

・市町村と連携して「特定健診・がん検診ダブル受診」を効果的に勧奨し、実施する。

▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得

・健診機関からのデータ提出遅延について進捗管理を徹底し、後続の特定保健指導及び重症化予防事業へ効果的につなげるために、データ提出の早期化を促進する。

・令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データを取得するための体制を構築する。

・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会(3者間)での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。

▶健診体系の見直し

・令和8年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるように、広報、その他の準備を進める。

■ 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする。

■ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:83,627人)

・生活習慣病予防健診 実施率 65.0%(実施見込者数:54,358人)

・事業者健診データ 取得率 9.3%(取得見込者数:7,778人)

■ 被扶養者(実施対象者数:17,204人)

・特定健康診査 実施率 28.2%(実施見込者数:4,852人)

■ KPI:

1)生活習慣病予防健診実施率を65.0%以上とする

2)事業者健診データ取得率を9.3%以上とする

3)被扶養者の特定健診実施率を28.2%以上とする

▶被保険者の生活習慣病予防健診

・健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態(医療業)を選定し、鳥取市保健所・倉吉保健所・米子保健所・智頭町・三朝町・大山町の職員とそれぞれ合同で事業所訪問した。

・自己負担額の軽減等(令和6年度改正)をあらゆる機会を捉え広報した。

・健診機関別の胃がん検診等の実施状況を確認し、健診の質の管理を徹底した。

▶被扶養者の特定健診

・協会けんぽ主催の集団健診にオプション検診(「骨粗鬆症検診」「眼底検査」)を付加し、検査項目の充実と集客効果を図った。

・市町村と連携し、特定健診・がん検診をダブル受診できる機会を設けるとともに各市町村と「健診ガイド」、「健診チラシ」を作成し、ダブル受診の効果的な勧奨を行った。

▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得

・2大健診機関からのデータ取得について、年度初めに遅延が生じ、後続の処理(特定保健指導)へ繋がらない事案が発生した。

▶健診体系の見直し

・令和8年度より実施する被保険者を対象とした人間ドック健診について準備を進め、4健診機関と契約を締結した。また、新聞や広報紙、研修会等を通じて人間ドック健診等健診体系の見直しに係る広報を積極的に行った。

■ KPI: 健診実施率(40歳以上)

被保険者(実施対象者数:84,668人)

1)生活習慣病予防健診

当年度実施率60.6%(実施者数51,282人)

前年度実施率60.5%(実施者数50,846人)

2)事業者健診データ

当年度取得率6.1%(取得者数5,138人)

前年度取得率8.3%(取得者数6,942人)

被扶養者(実施対象者数:14,628人)

3)特定健診

当年度実施率25.1%(実施者数3,672人)

前年度実施率25.5%(実施者数3,965人)

【KPI】

1)生活習慣病予防健診実施率 60.6%

2)事業者健診データ取得率 6.1%

3)被扶養者特定健診実施率 25.1%

全支部平均値

1)生活習慣病予防健診実施率 59.7%

2)事業者健診データ取得率 7.8%

3)被扶養者特定健診実施率 29.4%



令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

③特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用し、経年的に利用のない事業所についても原則すべての事業所へ案内するなど、利用案内実施率の向上を図る。

・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。

・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る。

・外部委託の更なる推進を図り、また情報通信技術の活用により対象者の利便性の向上を図る。

・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

・第4期の特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」(実績評価にアウトカム指標が導入)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

■ 特定保健指導実施評価者数を対前年度以上とする。

■ 被保険者(特定保健指導対象者数:12,055人)

・ 特定保健指導 実施率 29.4%(実施見込者数:3,545人)

■ 被扶養者(特定保健指導対象者数:432人)

・ 特定保健指導 実施率 16.4%(実施見込者数:71人)

■ KPI:

1)被保険者の特定保健指導実施率を29.4%以上とする

2)被扶養者の特定保健指導実施率を16.4%以上とする

i) 特定保健指導実施率の向上

▶ 被保険者

・「標準モデル」に沿って事業を運営した。
(上半期実績)
アウトソース活用率:79.9%、利用案内率:88.6%

・健診当日の初回面談実施について健診実施機関への働きかけを行った。

・情報通信技術(ICT)による指導を専門機関と委託契約した。

▶ 被扶養者

・すべての対象者へ利用案内を実施した。

・直営保健師による「健康相談会」を定期的に開催し、特定保健指導の利用促進を図った。また、健康相談会において健康測定機器による測定を行い、集客効果を図った。

・全国に先駆けたモデル事業(地域職域連携事業)として、被扶養者の特定保健指導及び利用勧奨を自治体(湯梨浜町)へ実施委託した。

ii) 特定保健指導の質の向上

・「評価体系の見直し」について支部内研修において勉強会を実施した。

・協会けんぽと外部委託先の保健指導者で集合型の連絡会を上半期と下半期でそれぞれ1回開催し、意見交換及び情報共有を実施した。

■ KPI:特定保健指導実施率

1)被保険者(特定保健指導対象者数:11,263人)
当年度実施率25.7% (実施者数2,895人)
前年度実施率24.4% (実施者数2,817人)

2)被扶養者(特定保健指導対象者数:333人)
当年度実施率 6.0% (実施者数20人)
前年度実施率12.6% (実施者数46人)

【KPI】

i)

1)被保険者の特定保健指導の実施率 25.7%

2)被扶養者の特定保健指導の実施率 6.0%

・全支部平均値

1)被保険者の特定保健指導の実施率 21.7%

2)被扶養者の特定保健指導の実施率 19.9%

ii) 設定なし



令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

④ 重症化予防対策の推進

・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
 ◆健診機関による、専門医への受診勧奨を実施する。
 ◆「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨を実施する。
 ◆関係団体や労働局等との連携を通じて事業主の意識醸成を図るとともに、事業所担当者から未治療者への受診勧奨の実施を依頼する。
 ◆特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。(令和7年10月勧奨分、令和7年4月健診受診分から)

・肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業
 鳥取県や学術機関などと連携して実施する。
 ◆肝機能リスクが高い者へ医療機関への受診勧奨及び肝炎ウイルス検査の受検勧奨を実施する。
 ◆肝炎ウイルス検査陽性者へ鳥取県のアフターアップ制度を案内する。

・糖尿病性腎症重症化予防事業
 鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施する。
 ◆医療機関未受診者、勧奨をしても受診しない者へ事業所訪問等による健康相談を実施する。
 ◆糖尿病治療中断者、電話または文書により治療再開勧奨を実施する。
 ◆医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施する。

■ KPI: 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする
 (※)令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

・メタボリックシンドローム対策
 ◆健診機関による受診勧奨を実施 契約機関:3機関
 ◆「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施
 勧奨通知発送:866件
 ◆事業所担当者への受診勧奨依頼を実施
 依頼文書発送:629事業所(延べ)

・肝機能リスク対策事業
 鳥取県肝炎医療コーディネーター養成研修会を受講(3名)した。
 鳥取県へ事業実績について報告した。
 文書受診勧奨:465件、電話受診勧奨:138件、文書受検勧奨:1,871件

・糖尿病性腎症重症化予防事業
 ◆未受診者、事業所訪問による保健指導形式の受診勧奨を実施
 面談受診勧奨:1件
 ◆治療中断者、文書による治療再開勧奨を実施
 文書治療再開勧奨:12件
 ◆通院患者、医師会へ説明したうえで事業案内をホームページへ掲載
 保健指導数:0件(申込実績なし)

■ KPI: 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合
 32.0%

【KPI】
 ・健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合
 鳥取支部 32.0%
 全支部平均値 34.2%
 (令和6年4月～令和7年3月の健診受診者にかかる割合)

○

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

⑤コラボヘルスの推進

・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施
「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度(支部長、知事)の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。

事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を推進することにより標準化を促進する。

・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

■ KPI: 健康経営宣言事業所数を2,500事業所(※)以上とする
(※) 標準化された健康経営の事業所数及び今後標準化された健康経営への更新が見込まれる事業所数

○健康経営宣言事業所数(新規獲得分)
令和8年3月末現在2,289事業所(対前年度-57) ※25増/82減
減少の内訳: 事業所全廃(廃業)45社 健康経営辞退37社

○表彰制度(知事表彰令和7年12月、支部長表彰令和7年9月)
知事表彰: 会社独自の特に優れた取組をされた事業所 5社
支部長表彰: R6年度健康づくり取り組みポイント上位14社

○健康づくり担当者研修会(令和7年8月)

○健康経営実践セミナー開催(令和8年3月)

○健康経営宣言事業所のうち健診データ数が10件以上ある814社に対し「企業健康度カルテ」を提供 (令和7年7月)
【社員の健診結果の集計をもとに、医療費、健康リスク率など、その企業が健康になるためのポイントを企業ごとに作成】

○「健康経営比較分析」冊子の作成

○健康経営マイレージ事業「ステップアップ方式」から標準化への移行
令和8年3月末ですべての宣言事業所が標準化へ移行完了

○「社員の健康づくりスタートガイド」の作成

○健康経営通信 年3回の発行

○令和7年7月に鳥取産業保健総合支援センターと健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定を締結し、メンタルヘルス研修(令和8年3月)を共催により実施した。

【KPI】
健康経営宣言事業所数
2,289事業所(令和8年3月末)
(※標準化された健康経営の事業所)
KPI(目標: 2,500事業所)に対し、▲211事業所



令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

○医療費適正化

①医療資源の適正使用

i)ジェネリック医薬品の使用促進

・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

ii)バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進

・バイオシミラー(バイオ後続品)について、国の方針(※1)を踏まえ、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発を図る。
(※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」

iii)上手な医療のかかり方

・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
・ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

■ KPI:

- 1)ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度末以上とする
(※)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2)バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者へ働きかけを実施する

○支部発行の広報紙等に、ジェネリック医薬品の説明やメリット等を掲載し、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んだ。

○支部発行の広報紙や新聞媒体を活用して、バイオシミラーについて加入者に対し情報提供を行った。また、健康保険委員研修会においてもバイオシミラーについて説明し、周知を図った。
鳥取県医療保険課、県医師会、県薬剤師会、県病院薬剤師会および5医療機関へ分析資料を持参の上訪問し、意見交換を行った。

○給付適正化PTを開催し、多剤服用者に対して注意喚起文書の発送等を行った。

【KPI】

1)ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)
91.3%(令和8年2月分)

2)鳥取県医療保険課、県医師会、県薬剤師会、県病院薬剤師会および5医療機関へ分析資料を持参の上訪問し、意見交換を行った。

KPI目標:89.8%以上



令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

評価項目			
2. 戦略的保険者機能関係			
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i)意見発信のための体制の確保 - 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。 ii)医療費データ等の分析 - 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 (1)医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2)鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii)外部への意見発信や情報提供 - 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 - 令和6年度に実施した食生活アンケートの結果を取りまとめ、鳥取県をはじめ関係機関および加入者・事業主に発信するとともに、各機関との事業連携等今後の事業に活用する。 - 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。	○健康経営比較分析結果の冊子作成及び広報等による情報発信 各種健康リスクや一人当たり医療費にかかる平成28年度及び令和元年度～令和5年度の6年間のデータを経年比較し、その分析結果(「健康づくり宣言」をしている事業所群の方が、そうでない事業所群と比べて健診受診率・医療費において良好である)について「健康経営比較分析」冊子を作成した。事業所や関係団体への情報提供として活用するとともに、関係機関や支部が開催する会議等において情報発信を行った。 ○鳥取県地域医療構想調整会議、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会への参加 - 鳥取県西部地域医療構想調整会議(令和7年11月) 参加者:レセプトグループ長 - 鳥取県中部地域医療構想調整会議(令和8年2月) 参加者:企画総務グループ長 - 令和7年度鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会(令和8年2月) 参加者:業務部長 ○令和6年度に実施した食生活アンケート結果を冊子としてとりまとめ、事業所や健康保険委員への情報発信として活用した。また、アンケート結果から判明した鳥取支部加入者の食生活における気を付けたいポイントや注意点について、新聞広告等を活用して広報を行った。	設定なし	○
③インセンティブ制度の実施及び検証 令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただくよう、引き続き周知広報を行う。	○加入者及び事業主に向けた広報 - 納入告知書同封チラシ(令和8年1月)により広報 - けんぽ便りとりどり70号(令和8年1月)に同封により広報 - メールマガジン(令和8年2月配信分)により広報 - 支部ホームページ(令和6年2月～)により広報	設定なし	○

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係

○広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」と「とり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。
・最重点広報テーマの「健診体系の見直し」(現役世代への健診事業の拡充)について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。

■ KPI:

- 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を72.3%以上とする
- 2) SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う
- 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

○新聞紙面(特集記事)を活用した広報

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化および利用促進
- ・食生活アンケートからわかる血圧リスクの傾向について
- ・R8保険料率
- ・コラボヘルス
- ・支部長へのインタビュー形式による健診・特定保健指導の活用促進
- ・健診体系の見直し

○令和7年度協会けんぽGUIDEBOOKの発行

- ・事業所への配布、各種研修会等での資料として活用。

○HP・メルマガの運営、紙媒体による定期的な広報

- ・協会けんぽ鳥取支部メールマガジン: 毎月15日配信
- ・納入告知書同封チラシ: 毎月の納入告知書に同封
- ・社会保険ととり(社会保険協会発行): 毎月2頁分の記事掲載
- ・LINE: 毎月2回配信

○健康保険委員委嘱事業所数

- ・令和8年3月末現在 2,691事業所(対前年度▲52)

○健康保険委員表彰

- ・理事長表彰: 2名
- ・支部長表彰: 9名

○健康保険委員に特化した広報

- ・けんぽ便りとり 年3回の発行
- ・協会けんぽGUIDEBOOK及び協会けんぽGUIDEBOOK(健康保険制度・申請書の書き方)の発行

○フリーペーパーへの広告(重症化予防・健診体系の見直し)

○令和7年度大型ビジョンを使用した広報(鳥取市・倉吉市・米子市の交通量の多い地点)

【KPI】

(令和8年3月末)

1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 71.9%
KPI目標に比し、▲0.4%

1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数 2,691事業所
KPI目標に比し、▲52事業所

△

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

2. 戦略的保険者機能関係			
○支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施 ・支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者への特定保健指導の実施率について令和4年度以降は最下位を脱出したが、令和4年度43位、令和5年度41位と全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。	○入院医療費が全国平均を上回る ・重症化予防対策や健康経営マイレージ事業の推進、宣言事業所の健康経営比較分析など ○血圧リスクが高い ・健康宣言事業所を対象に血圧計の貸出事業を実施 35事業所 ・血圧計貸出先事業所での集団学習 5事業所 ○運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い ・メルマガ配信で鳥取県の運動イベント等紹介 ・鳥取市保健所の運動イベントを共催(令和7年11月) ・大型ビジョン(鳥取市・倉吉市・米子市の交通量の多い地点)による運動習慣改善の呼びかけ(令和8年2月) ○被扶養者への特定保健指導の実施率について令和4年度以降は最下位を脱出したが、令和4年度43位、令和5年度41位と全国平均を下回る状況が続いている ・「健康相談会」を定期的に実施し、会場で健康測定機器による測定を実施 ・モデル事業として、被扶養者の特定保健指導及び利用勧奨を自治体へ実施委託 令和4年度:43位、令和5年度:41位、令和6年度:36位、令和7年度:45位	設定なし	△

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業実績			
3. 組織・運営体制関係			
○人事評価制度の適正な運用 ・評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。	○評価者は上期と下期に職員との面談において、個人目標の設定、中間面談、評価結果のフィードバックを実施。	設定なし	○
○戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	○研修の実施 ・ハラスメント防止研修(令和7年10月) ・情報セキュリティ研修(令和7年7月、令和7年10月、令和7年12月) ・個人情報保護研修(令和7年8月、令和7年11月、令和8年3月) ・コンプライアンス研修(令和8年2月) ・メンタルヘルス研修(令和8年2月) ・リスク管理研修(令和7年9月、令和7年12月) ・ヘルスリテラシー向上研修(令和7年6月、令和8年1月) ・カスタマーハラスメント研修(令和8年1月) ・ファシリテーションスキル向上研修(令和7年12月) ・クレーム対応研修(令和7年12月)	設定なし	○
○リスク管理 ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。 ・年2回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。 ・日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。	○委員会の実施 ・コンプライアンス委員会(令和7年4月) ・個人情報保護管理委員会(令和7年8月) ○リスク管理委員会の開催(令和7年10月、令和8年2月、令和8年3月) ○日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施。	設定なし	○

令和7年度 事業実績報告について

(評価・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業内容			
3. 組織・運営体制関係			
○コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。	○コンプライアンス研修の実施(令和8年2月) ○コンプライアンス委員会の開催(令和7年4月) ○リスク管理委員会の開催(令和7年10月、令和8年2月、令和8年3月)	設定なし	○
○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置 ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。 ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。	○有給休暇取得結果 ・令和7年度1ヵ月一人当たり平均1.375日(対前年比+0.375日) ○超過勤務時間 ・令和7年度1ヵ月一人当たり平均9時間30分(対前年比▲1時間47分)	設定なし	○
○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。 ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。 ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	○調達における競争性を高める取り組み ・過去同種の業務委託実施事業者への声掛け、14日以上公告期間を設定するなど、多くの業者が参加しやすい環境整備を実施。 ○消耗品の適切な管理 ・消耗品は過剰在庫とならないよう、4半期ごとに注文数を確認 ○調達審査委員会の開催 ・新聞等での協会事業の周知啓発広報(企画・制作・掲載)業務委託ほか計11件実施	【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合 0%(0件/3件) KPI目標15%以下、達成	○